

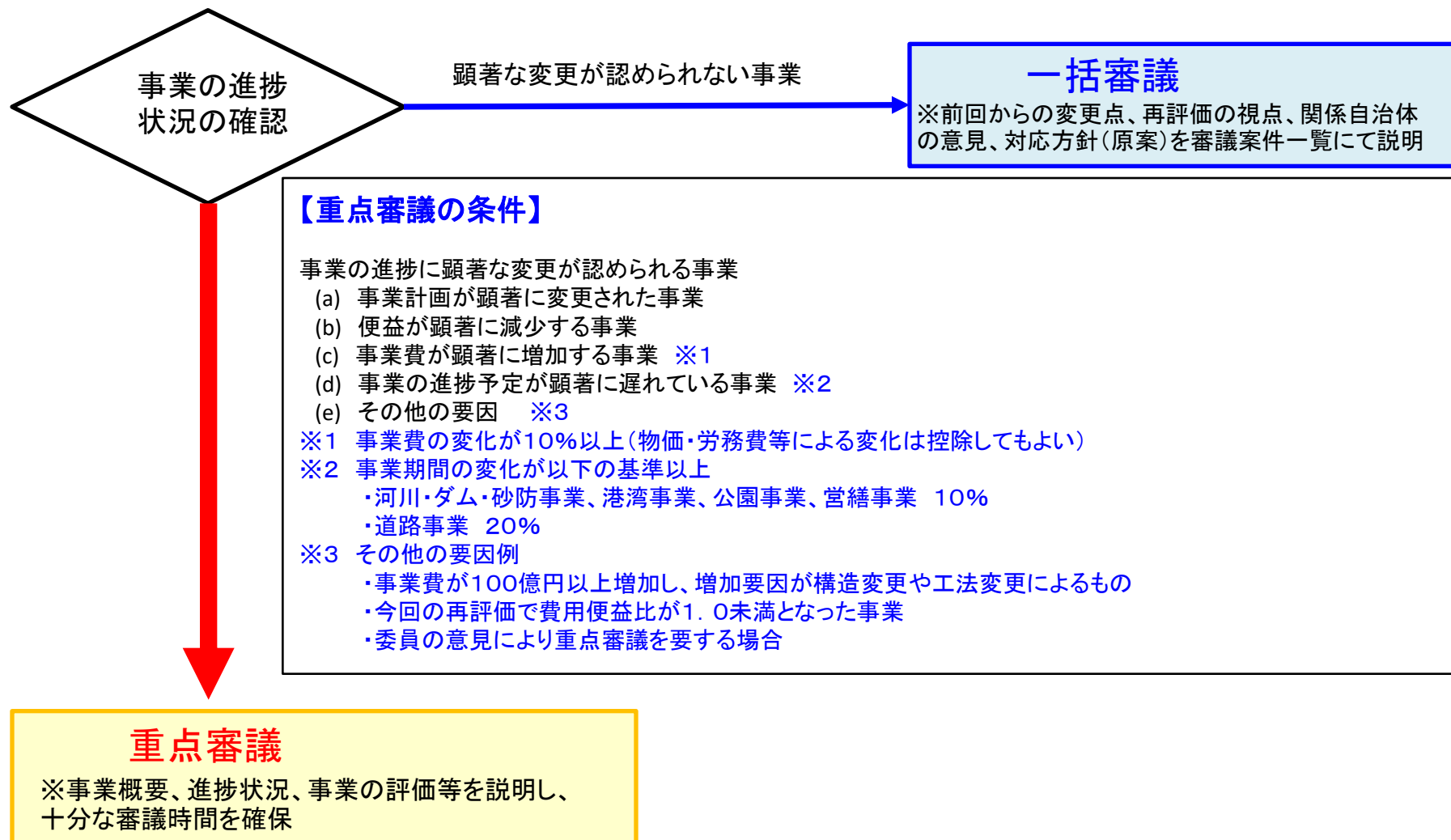
令和8年度の事業評価監視委員会 における審議の進め方

令和8年7月27日
国土交通省 関東地方整備局

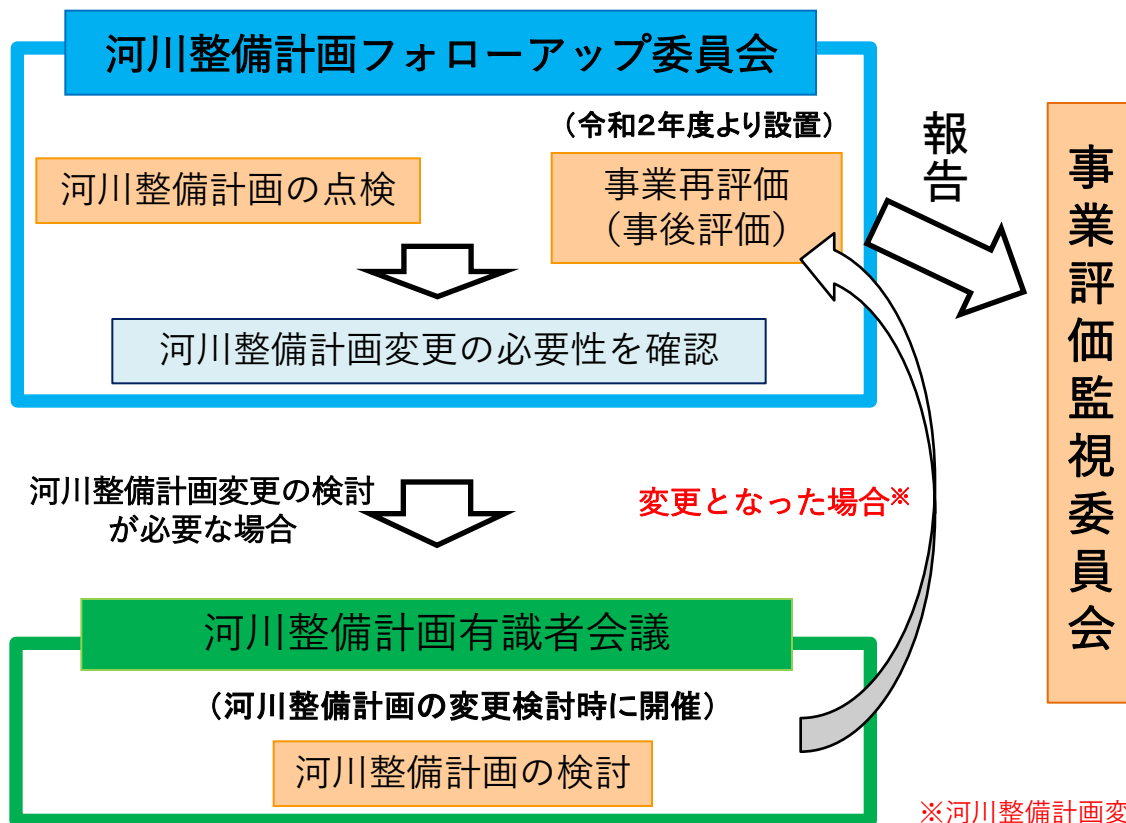
1. 再評価の審議区分の選出方法

○ 事業再評価は重点審議と一括審議の2区分で審議

○ 審議事業の重点・一括の選別は以下のフローを目安



河川整備計画に基づく河川及びダム事業の事業再評価（事後評価）についてはフォローアップ委員会で審議を行い、その結果を事業評価監視委員会の中で報告する。なお、砂防事業、海岸事業については従来どおり事業評価監視委員会で審議を実施する。



再評価

国土交通省所管公共事業の再評価実施要領

第6 事業評価監視委員会

- 6 河川整備計画の点検の手続きによる場合の取扱
河川事業、ダム事業について、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、**事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。**

河川及びダム事業の再評価実施要領細目

第6 事業評価監視委員会

- 実施要領第4の1(4)又は第6の6の規定に基づいて審議が行われた場合には、その結果を**事業評価監視委員会に報告するものとする。**

事後評価

国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領

第6 事業評価監視委員会

- 5 河川事業及び「ダム等の管理に係るフォローアップ制度」の対象とならないダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために、学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、**事業評価監視委員会に代えて、当該委員会において審議を行うものとする。**

河川及びダム事業の事後評価実施要領細目

第6 事業評価監視委員会等

- 実施要領第6の5の規定に基づいて審議が行われた場合には、その結果を**事業評価監視委員会に報告するものとする。**

※河川整備計画変更に伴う事業再評価はフォローアップ委員会の中で実施。

河川整備計画の点検

- 1.点検は、事業再評価の実施時期等を勘案して実施
- 2.必要に応じて河川に関し学識経験を有する者の意見を聴く
- 3.手続きは、変更の内容に応じて、策定時に比べて迅速化、簡素化を図るなど適切に行う

- ・流域の社会情勢の変化・地域の意向・事業の進捗状況
- ・事業の進捗の見通し・河川整備に関する新たな視点

再評価の実施要領における「評価の視点」について、総合的な評価の実施や事業の透明性の一層の向上の観点から事業内容の変更において施設(事業計画・構造等)の改善の必要性を考慮した事業継続の評価を実施できるよう改定。

<改善継続事業の対象>

「コスト縮減や代替案立案の可能性」に加え、国民へのアカウンタビリティの観点から、有識者委員へ事前に議論いただくべき内容として再評価における主たる事業内容の変更が、
事業全体の計画や主たる施設の構造に影響するもので、

- 「社会的要請」「事業実施環境」の観点で変更される場合や
- 事前調査との現地条件の乖離によって、変更される場合

社会的要請 (社会の価値観の変化など)

- ・上位計画の変更
- ・災害等を踏まえた基準見直し

事業実施環境 (合意形成・地元協議など)

- ・合意形成や地元協議等に伴う変更や新たなニーズへの対応

現地条件 (事前調査との乖離など)

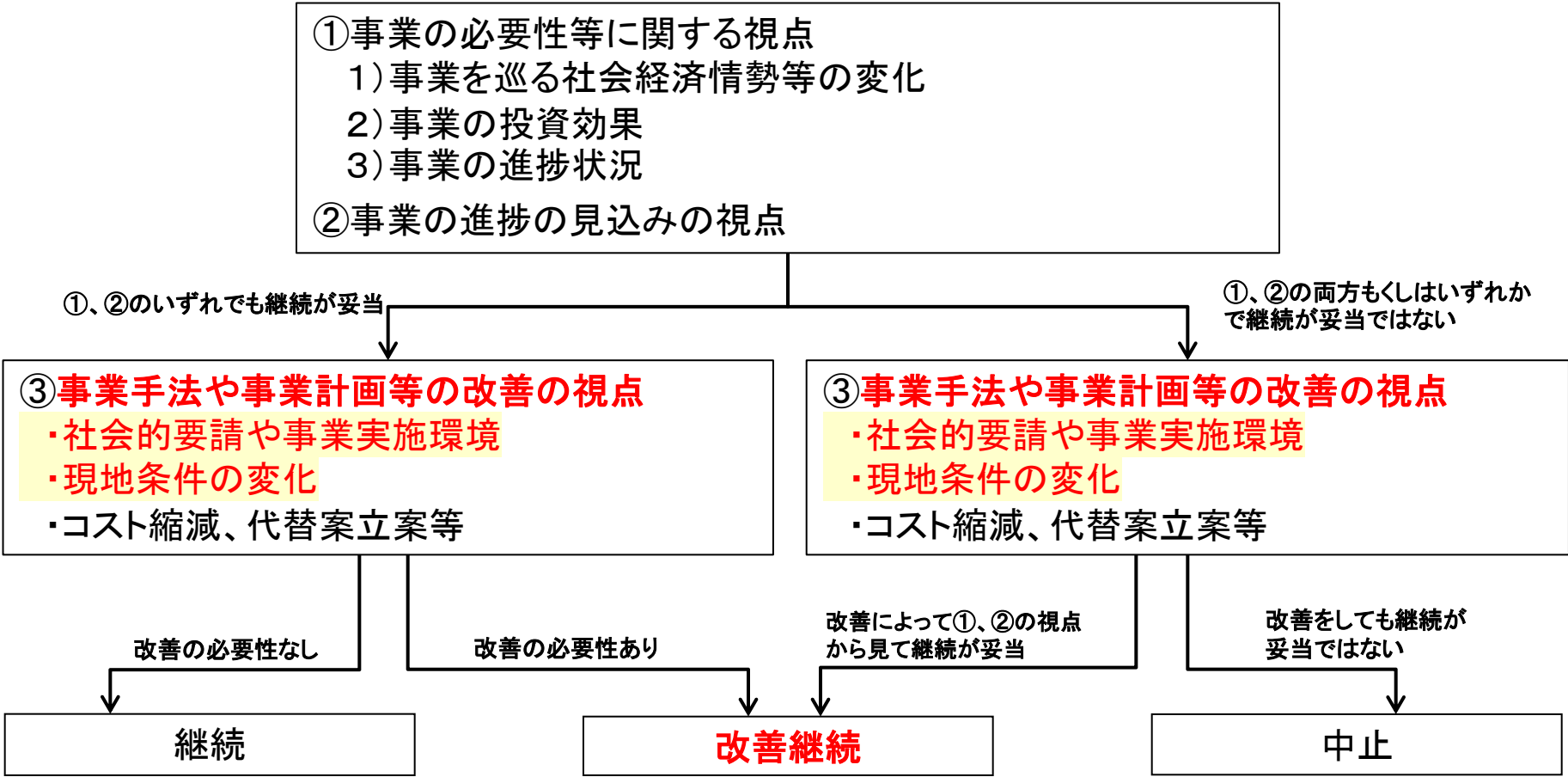
- ・現地調査結果を踏まえた変更

改善継続事業

2. 再評価における事業継続の視点の改定

- 社会的要請や現地条件の変化などに基づく視点を新たに設定することで事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを検討。
- 改善を実施することで継続が妥当と判断したものについては、対応方針を「改善」とする。

対応方針又は対応方針(案)決定の考え方 改定の方角性



※総務省における政策評価の実施状況等の国会報告では、令和6年度より政策評価結果の政策への反映状況の選択肢のうち「改善・見直し」を「改善等」に修正されている。